

第四十六回国会 衆議院 地方行政委員會議録 第四十号

昭和三十九年四月二十八日(火曜日)

午前十一時五十三分開議

出席委員

委員長 森田重次郎君

理事 渡海元三郎君 理事 永田 亮一君

理事 藤田 義光君 理事 佐野 憲治君

理事 安井 吉典君

大石 八治君 龜山 孝一君

久保田四次君 武市 恭信君

村山 達雄君 和爾俊二郎君

秋山 徳雄君 阪上安太郎君

重盛 寿治君 千葉 七郎君

華山 親義君 細谷 治嘉君

栗山 礼行君 門司 亮君

出席國務大臣

自治 大臣 赤澤 正道君

出席政府委員

自治事務官 佐久間 彌君

(行政局長) 柴田 謙君

自治事務官 細郷 道一君

(財政局長) 細郷 道一君

自治事務官 永田 亮一君

(稅務局長) 倉橋 義長君

委員外の出席者

議員 永田 亮一君

自治事務官 倉橋 義長君

(行政局長) 倉橋 義長君

專門員 越村安太郎君

四月二十八日
委員奥野誠亮君、武市恭信君及び村山達雄君辭任につき、その補欠として龜山孝一君、木部佳昭君及び羽田武嗣郎君が議長の指名で委員に選任された。

委員木部佳昭君及び羽田武嗣郎君辭任につき、その補欠として武市恭信君及び村山達雄君が議長の指名で委員に選任された。

本日の會議に付した案件

地方自治法等の一部を改正する法律案(内閣提出第三三三三号)

行政書士法の一部を改正する法律案(渡海元三郎君外九名提出、衆法第四五五号)

○森田委員長 これより會議を開きます。

去る二十二日付託になりました渡海元三郎君外九名提出にかかる行政書士法の一部を改正する法律案を議題とし、まず提出者から提出理由を説明していただきます。永田亮一君。

行政書士法の一部を改正する法律案

行政書士法の一部を改正する法律案

行政書士法(昭和二十六年法律第四号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「関する書類」の下に「(実施調査に基づく図面類を含む。)」を加える。

第二条第二項第五号中「八年」を「十二年」に、「五年」を「九年」に改める。

第十九条第一項ただし書中「及び」を「正當の業務に附随して行つ場合」を

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(従前の行政書士に関する経過規定)

2 この法律の施行の際現に行政書士である者は、行政書士法第二条第二項第五号の改正規定にかかわらず、この法律による改正後の行政書士法の規定による行政書士とみなす。

理由

最近における行政書士の業務の実情にかんがみ、行政書士の資質の向上を図るとともに、その業務の範囲を明確化する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○永田議員 ただいま議題となりました行政書士法の一部を改正する法律案につきまして、私は、自由民主党、日本社会党及び民主社会党を代表してその提案理由並びに内容の概要を御説明申し上げます。

まずこの法律案提案の理由は、最近、行政事務がますます複雑化する傾向にあることに伴い、行政書士の資質の向上と業務の適正な執行を確保することにより、それを利用する国民の便益に資することを目的とするものであります。

次に、その内容は、第一に、行政書士の業務の範囲を明確にするため、行政書士が作成する書類の中に、実地調査に基づく図面類を含むものとするのであります。

第二に、行政書士の資質の向上をはかるため、国または地方公共団体の行政事務を担当する公務員として在職した者により行政書士となることのできる者の資格を取得する期間を現行八年から十二年に、高等学校卒業業者等にあつては現行五年から九年にそれぞれ引き上げようとするものであります。

第三に、行政書士の業務の安定とその適正な執行を確保するため、非行政書士等の取り締まりに関する規定につき、所要の整理を行なうとするものであります。

以上が行政書士法の一部を改正する法律案の提案理由及びその概要であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御決あらんことをお願い申し上げます。

○森田委員長 以上で提案理由の説明は終わりました。

○秋山委員 ただいま提案になりました行政書士法の改正案につきまして一つ二つにつきまして質問を申し上げます。

○森田委員長 これより質疑に入りまします。質疑の通告がありますのでこれを許します。秋山徳雄君。

○秋山委員 ただいま御報告にありましますように、現在業として行なつておる

すので、便宜上のこともありますし、当局側にお答えをいただければ幸いです。

一番先に尋ねたいことのひとつとしたしまして、現在行政書士というものの仕事というものが非常にふくそうしてあることは事実であります。そうして、同時にまた簡易な書類その他になりますと、今日の状態におきましては各行政官庁の中に備えつけの用紙が多々ありまして、それをもつて届け出を完了するといふことがままございます。そういうこと等から考えましたときに、考え方によつてはもう今日の状態では行政書士は不要ではないかという論もあるような心持もいたします。しかしながら、現実の問題といたしまして、行政書士を業としていてそれを主として生計を営んでいる方々もまたかなりあるかと思ひますが、それらにつきましても、現在行なつておる人たちの現況と申しましようか、たとえば人数がどのくらいあつてどういふうなことがおわかりでしたらばお答えをいただきたいと思います。

○佐久間政府委員 ただいま行政書士として業務に従事しております者の現状についてのお尋ねでございますが、本年一月一日現在で行政書士の登録者数は一万四千五百五十三名でございます。そのうち現に業務を行なつております者は七千二百二十九名、約半数でございます。

○秋山委員 ただいま御報告にありましますように、現在業として行なつておる

者が七千二百二十九名でございますが、その方々が現在主としてどういうものものについて依頼を多く受けておるか、その状況を承てみたいと思います。私がかんり少なくなつておるとは思ふのでありますけれども、まだ手紙やあるといはむずかしい文書などになりますと、自分で書き得ない方々があるようでございます、そういうものの依頼のほうがかなり多いような心持ちもいたしますが、これらについておわかりでございましたならば、主として依頼を受ける事件がどういふものであるか、こういうこともおしをいただきたいと存じます。

○佐久間政府委員 これらにつきましては、全国的な詳細な調査は私どものほうでいたしておりますが、部分的に聞き及んでおりますところについて申し上げますと、行政書士の依頼を受けておられます事務もかなり広範にわたっており職務をいたしております。場所についてみますと、市役所におります者、警察署におります者あるいは保健所、職業安定所におります者でございますが、市役所におります者につきましては、いろいろな戸籍関係の届け出書でございますとか、あるいは農地関係の申請書でございますとかというようなものにつきまして依頼を受けておることが多いようにございますし、警察署におります者につきましては、告訴状とか示談書とかいったような書類についても依頼を受けておるものが多いようでございますし、保健所などにおります者は、食品衛生関係の営業に関する認可の申請書等について依頼を受けておるものが多いようでございます。

ます。

○秋山委員　かつて臨時行政調査会におきまして、行政書士法をもう廃止したらどうかという意見があつたように聞いておりますが、これらに関する報告がありましたかどうか。またこれに対しての政府当局の人たちのお考えがいずれにありますか、御答弁いただけますか。

○佐久間政府委員　ただいま御指摘になりました臨時行政調査会からの意見でございますが、これは臨時行政調査会の第三専門部会から許認可事務につぎまして調査をいたしました報告が出ております。これは中間報告でございますので、まだ調査会といたしまして最終

的な御意見ではございませんが、それによりますと、官庁の受付事務のサービス向上、書式の簡略化等によつて行政書士の業務の範囲は狭まりつつあるというようなことを書いてありまして、しかも行政書士の資格が比較的輕易に取得でき、これに対する行政官庁の指導監督もほとんど行なわれていないというようなことでありますから、行政書士の制度については将来廃止する方向で検討すべきではないかというような意見が出ております。私どもの考え方でございますが、確かにここに指摘されておりますように、官公庁の窓口事務のサービスの向上ということにつきましては、相当国、地方公共団体で力を入れてまいっておりますし、一般の国民の便益のために、様式等につきましても、できるだけ簡略にするという努力をなされてきておるわけでございます。したがいまして、行政書士の業務の範囲が従来よりも狭まりつつあるということは、そのとおりである

うと考えております。ただ、先ほどお尋ねの中にもございましたように、事務によりましては、それに関する書類の作成につきまして、一般の国民にとりましてはなかなかむずかしいというようなものもあるわけでございます。しかし、かつまたある程度きちんとした図面類等も添えて出さなければならぬというようなものもございますので、それらの分野におきまして、一般の国民の便益のために行政書士がなおサビスをしていくという余地は、今後も残るものであると私どもも考えておるわけでございます。したがしまして、それらの業務につきましては、行政書士の業務が適正に行なわれてまいりますように、この法律につきましてなお改善を加えていくという今回の御提案の御趣旨は、私どもも時宜に適したものと考えておるわけでございます。

九年にそれぞれ引き上げとありますので、実質的にはそうたいした影響のないように受け取れるわけでございますが、これらについて政府のお考えはいかがでございますか、承りたいと思います。

○佐久間政府委員　行政書士の資格の要件につきましては、ただいま御指摘のような制度に從來なっておったわけでございますが、最近行政書士の業務もだんだんと専門化してまいっておりますし、行政全体が複雑になってきている状況でございますから、行政書士の資質につきましても、それ相当な向上改善をはかっていかなければならなということは私どもも痛感をいたしているわけでございます。御指摘のように、今日では学制改革によりまして、大部分のものがみな高等学校を卒業してこの種の業務につくという状況でございますから、現行五年を九年に引き

○秋山委員 最後の一つだけ承つておきたいと思いますが、今回の改正は、ここにも書いてありますように、行政書士の資質の向上をはかることが目的でございまして同時に、国または地方公共団体の行政事務を担当する公務員として在職したことにより、行政書士となることのできる者の資格を取得する期間を現行八年から十二年にする、こ

上げるということは、その点から見ますと、倍近くの延長のように考えられますけれども、実質は御指摘のように私どもはそうたいした影響はない、むしろこの程度の引き上げが、かえって今日の時世からいたしますと、実態に即した適切な措置ではなからうか、かように私どもも考えているわけでございます。

ういうことになりますと、五割延ばすことになりまして、考え方によりまして、かなり大幅な延長でありますし、問題があるようにも受け取れない限りでもないと思いますけれども、現在の公務員になる資格そのものからいって、今日はおうすでに高等学校以上を出た者がほとんどでございますので、実質的にはさしたる影響もなく、また高等学校卒業者等にあつては現行五年から

○秋山委員 大體了解できましたので、質問を終わりたいと思います。

○安井委員 ちょっと関連して伺いたいのですが、この行政書士に書類を書いてももらったときの料金の問題ですが、これはいろいろな書類によって違うでしょうし、どういふふうな仕組みになっているのか、それからもう一つ、資格条件が何かがあったので、料金も少し上げなければいかぬというようなこと

とになると、これはちょっと困ると思う

のですか、そういう因果關係ができないような配慮というものも必要じゃないかと思いますが、その点いかがですか。

○佐久間政府委員　行政書士の報酬の額につきましては、法律の九条によりまして都道府県知事が定めるところとなっておりまして、そして行政書士は、その都道府県知事の定めました額をこえて報酬を受けてはならないということになっております。したがいまして、この行政書士が今回の改正に便乗しまして、当を失した額の引き上げを行なうというようなことは都道府県知事がチェックするという仕組みになっておりますので、御心配のようなことはなからうと考えております。

○森田委員長 他に質疑はありませんか。――なければ本案についての質疑はこれにて終了いたしました。

○森田委員長　次に、地方自治法等の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行ないます。

質疑の通告がありますので、これを許します。細谷治嘉君

○細谷委員　まず第一にお尋ねいたしたい点は、区長の選任の問題について

であります。

地方制度調査会の三十七年十月一日の答申によりますと、いろいろな議論があつたわけでございますが、一長一短がある。こういうことで今回はそれに触れないということにいたしておるようでございます。この答申を見ますと、一番基本的な点に触れないで、そしていろいろな点を答申は、書いてあるわけです。それをどうして

うのみにされたのか、まずお尋ねいたします。

○佐久間政府委員 その点につきましては、前回大臣もお答えになつておられましたように、この答申におきましては、基本的な将来長い目で見ての問題と、当面早急に措置をしなければならぬ改革と二つに分けておられます。今回の答申におきましては、当面早急に措置をしなければならぬ部分についてだけ答申をなされたわけでございます。政府といたしまして、首都の現況にかんがみまして、この答申になされております当面早急にとるべき措置につきましては、これは他の基本的な長い問題は別といたしまして、早急に措置をする必要があるという考え方、御提案をいたした次第でございます。

○細谷委員 昭和三十四年の知事の選挙の際に、都の知事は区長の公選というものを公約されたことを御存じですか。

○佐久間政府委員 承知いたしております。

○細谷委員 三十七年の九月に都制調査会がこの問題に対する答申があつたかと思ひますが、これはどういう態度で答申されておる御存じでしょうか。

○佐久間政府委員 都制調査会の答申におきましては、区長の選任方法につきましましては、公選を答申されております。

○細谷委員 三十七年度の二月に渋谷の区長の選任に関して、裁判がなされておりました。これはどういうものが出ておるのか、これはどういう結論になつておるのか御存じでしょうか。

○佐久間政府委員 野瀬判決の結論は、区は区長公選にすべきであるという結論になつております。

○細谷委員 違憲であるという判決になつておりませんか。

○佐久間政府委員 そういう御趣旨になつております。

○細谷委員 憲法九十三条第二項「地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。」こう書いてあります。地方自治法的一条の二ですか、地方公共団体とは何かという定義がありまして、普通地方公共団体と特別地方公共団体に分ける。特別地方公共団体というのは、特別区とかあるいは地方公共団体の組合及び財産区とか開発事業団である、こうなつております。その中で、開発事業というものはこれはいふん問題があるわけですね。その他は全部やっぱり公職選挙法に基づく公選ということになるわけですね。そうなつてまいりますと、この調査会の答申をそのまゝ受けて、しかも私がいま尋ねたような経過、しかも都知事は公約をしておる。こういうような中において、この問題に触れなかつたというところは非常におかしいと思ひますが、大臣の所見をお尋ねいたします。

○赤澤国務大臣 裁判所の扱ひは、御案内のとおり最終の最高裁で公選にしないということとは合意であるという判決が出ておまして、その前の地裁の判例を御指摘になつたわけですが、この問題は私たちが申し上げますとおりに、区長を公選にするのがいいのか、それとも任命制にするのが統一して都政、市政をやる上に便宜なのか、いろ

いろ一利一害があつて、議論されておることは御承知のとおりでございます。それで区のやります事務というものは、住民には非常に身近なことを扱うわけでございますので、そういう点では一見公選にしたほうが便宜じやないかと、いうことも考えられぬことはありませうけれども、しかし東京都というのは膨大な町になつたわけであつて、都政のあり方というものがつきましているいろいろな議論が当然あるわけなんです。いわばこういう問題を最終的に扱うのはまだもう少し様子を見なければならぬ時期ではないかと考えられるわけでございます。

そこで、今度こういうふうな事務の再配分あるいは税源の配分などをいたすわけでございますが、私もこれはこれをやつた上でなおしばらく推移をみたしたい、こういう考え方でおるわけでございます。いま、先ほどから公選にするということについて裁判所の見解など一応お述べただいておるわけですが、これはいろいろな考え方があるわけですが、私も承知いたしておりますが、目下過渡的な立場にあるということ、そういう判断をいましておるわけでございます。

○細谷委員 自治法が制定されて発効したのが二十二年五月一日です。それから昭和二十七年までは区長は公選だつたでしょう。そうじゃないですか。——そうですね。それから二十七年から今日まで十年以上経過して、いふ程度で選任制に切りかへた。今日十年たつておる。なお状況を見た上で、一年たつておる。これは私はきわめておかしいことであると思ひます。せんだつてこの委員会でも意見がありましたが、もとより地方自治法の中において普通地方公共団体と特別公共団体と分けてある。その特別公共団体の中に財産区を入れたら、特別公共団体も入れたら、そういう中において自治法の精神というものをだんだんたな上げていって、憲法ははっきり公選でなくちやならぬといつておられます。知事も公約しておるのです。しかも二十七年に公選制をやめてからすでに十年以上経過して、いふ程度で当然なされておる。この問題についての実績も出ておるはずなんです。しかも当初は公選でいふた。そういうことでは私は理解できないわけなんです。どうして公選をやらないのか。憲法ではっきり明記してある。はっきり違憲ですよ。これは違憲でないという最高裁の判決が出たという。これは見解でしょうけれども、憲法の原則は公選なんです。それを特別区ということとでくだぬものを設けて、自治法の公選制というものを踏みにじておるものが現況じやないか。重ねてひとつ御答弁を願ひます。

○赤澤国務大臣 最高裁は憲法を無視して見解を示さなかつたとは思ひます。当初公選でありましたが、途中で制限自治区に変わりましたが、やはり都政を一つの統制ある運営をいたす上において、非常にまずい面が出てきたからそこそここういう措置をとつたわけでございます。いま私も過渡的な見方をしております。と申しますことは、いまの段階では私も簡単に判断をいたしますよりは、やはりこういう制度調査会などで十分御研究を願つて、そしてその結論をよく尊重

して善処したいという私どもの考え方というものも見て、よく理解していただけたと思ひます。調査会で御案内のような結論を一応出してありますし、私もいまそれを尊重しておるわけでございます。しかし今度大幅の事務の移譲をやつたり税源の配分などをしていまして、また何らかの変化があるうと考えるわけでございます。先にどういふことになるか存じませんが、けれども、そのときに私はこういふ問題が再度議論の対象になると考えております。

○細谷委員 けさの新聞を私拝見いたしますと、この問題について一昨日ですか、区民大会が何か開かれて、ここにいらつしやいます重盛君たちが昨日官房長官にお会いしたようでありまして、私はまた聞きでありますから実情を存じませんが、官房長官のことは——私は大臣のことは逃げこばばだと思つてゐる。真剣にこの問題と取り組んでゐる姿ではないのじやないかと思つてゐるが、官房長官のことはもつと輪をかけておるそうです。そういう問題が出ましたかということばだつたそうです。そうなつてまいりますと、大臣のことはもきわめて消極的である。こういう自治法を制定してからわずか五年間で、充足した区長公選制というものをやめられて、それから十一年もたつておるのに、これから税源の再配分をやつてその実績を見た上で、いふことである。政府の重要な一翼になつておる官房長官も、そのことばでは全く無関心である。こういうことになりまして、これはやはり自治法の精神、憲法の基本精神というものを、最高裁が合憲といつたということ

とであると思ひます。せんだつてこの委員会でも意見がありましたが、もとより地方自治法の中において普通地方公共団体と特別公共団体と分けてある。その特別公共団体の中に財産区を入れたら、特別公共団体も入れたら、そういう中において自治法の精神というものをだんだんたな上げていって、憲法ははっきり公選でなくちやならぬといつておられます。知事も公約しておるのです。しかも二十七年に公選制をやめてからすでに十年以上経過して、いふ程度で当然なされておる。この問題についての実績も出ておるはずなんです。しかも当初は公選でいふた。そういうことでは私は理解できないわけなんです。どうして公選をやらないのか。憲法ではっきり明記してある。はっきり違憲ですよ。これは違憲でないという最高裁の判決が出たという。これは見解でしょうけれども、憲法の原則は公選なんです。それを特別区ということとでくだぬものを設けて、自治法の公選制というものを踏みにじておるものが現況じやないか。重ねてひとつ御答弁を願ひます。

○赤澤国務大臣 最高裁は憲法を無視して見解を示さなかつたとは思ひます。当初公選でありましたが、途中で制限自治区に変わりましたが、やはり都政を一つの統制ある運営をいたす上において、非常にまずい面が出てきたからそこそここういう措置をとつたわけでございます。いま私も過渡的な見方をしております。と申しますことは、いまの段階では私も簡単に判断をいたしますよりは、やはりこういう制度調査会などで十分御研究を願つて、そしてその結論をよく尊重

——私はこれは違憲だと思つてゐる。憲法の原則を踏みにじつてゐる。そういうことだから自治法の精神というものはだんだん薄れていく。しかも二十七年というのは、端的に申し上げますと、いろいろな地方自治の基本的な勸告が無視されて、地方自治の根幹がだんだん薄れようとする一つの時期なんです。そういう時期にこれがとられた、こういうことでありますから、これは大臣のことも消極的であるが、政府がそれに輪をかけてゐる。現在の段階において全く誠意がないのではなにかと私は思いますが、いかがでしょう。

○赤澤国務大臣 そういふことではないと思ふのです。私はこの問題について都内ではいろいろな議論が行なわれておることも承知いたしております。代表者の方々にもお目にかかつて、その主張も聞いたわけですね。最高裁が合憲だとかなんだとかいふおことばですけれども、つまり憲法に違反するかどうかと云ふことではなくて、最高裁が言つておるのは、これは憲法の問題ではなくて、別に立法政策の問題であるといふことをいろいろと見解を表明しておるわけでございます。そのことを私申ししたのでございます。それで先ほども申しますように、官房長官はどういふことを申されたか存じませんけれども、私も、個人のことを申しては恐縮ですが、私もずっと長い間東京都民で暮らしてきておるのです。ですから私は、東京の実情といふものをまんざら知らぬわけでもないのでございます。私が申しますのは、御案内のとおり、いま調査会の答申が出たばかりでございますので、こ

れを各般の状況からいろいろ御検討に相なつた上での結論と私は判断いたしますので、今日の段階では、私もそれを基礎にしておるのを考えていくというところは、決して消極的ではないと考へておる次第でございます。

○細谷委員 この調査会の答申を見ますと、意見が二つに分かれておるわけですね。住民の意思に基づいて処理することが効果をあげるゆゑであることとを理由に、住民の直接選挙に改めることが適当であるとする考へ方と、それからもう一つは、都知事に選任の主導権を持たせることが適当であるとする考へ方、現在は都知事が選任の主導権を持つてゐるのではなくて、区の議会が選任の主導権を持つてゐる。それをもちと都知事に権限を持たして選任の主導権を都知事に与えよう、全く相反してゐる意見がある、こういう実情の中において、三十四年に都知事は、区長は公選にいたしますという約束を約束した。しかも都政調査会もやはり公選にすべきだといふことを主張しておる。それを今日もう数年たつておるのに実現してない。これについて自治省は、そういう公選はいかぬのだといふことで抑えた事実はいかぬのだと云ふ。

○赤澤国務大臣 東現都知事が選挙のときに、どういふ形だったか存じませんが、私も、そういうことを言われたといふことは耳にしております。ただいま御指摘のとおり、この首都制度当面の改革に関する答申の中には二つの意見があるのだといふことを明らかに言つております。私先ほど申したとおりでございます。ただ都知事に主導権を持たせるつもりでやつたのが途

中で御承知のとおりいろいろないきさつがございます。結局議院が都知事の同意を得て選任するといふ、いわば中途はんばなようなことになつたわけですね。しかしこういう問題があればこそ、この問題を検討してもらつたために地方制度調査会にお願ひしたわけでございますので、その答申がこれになつて出ておるわけでございます。私も、これはもう答申といふものを基礎にいたしまして、ただいまのような判断をしてまいつておる次第でございます。

○細谷委員 私のただいまの質問は、知事が、区長は公選にいたしますといふことを三十四年の選挙の際に公約をした、この公約は財政事情がどうだとかそういう問題じゃなくて、都知事がそういう公約をしたのを自治省で——これは法律を改正すればできることなんでしょう。それで、それがいまだにできていない。財政が悪かつたとか、ほかの理由があるなら別として、公約はできないことはないのですよ。今日までできないといふことになれば、自治省が誤つたと理解する以外にないですが、行政局長そういう証拠はありませんか。

○佐久間政府委員 都知事が選挙の際に公約されたことは、私も聞いております。しかしこの問題につきましては、いろいろ上論議がございましたので、先ほど大臣が仰せられましたように、政府といたしましては地方制度調査会に諮問をいたしまして、各方面の公正な御審議の上に判断をいたそうという措置をとられたわけでございます。私、この問題は、私の質問に的を得ておらないのですけれども、私はこの問題は

やろうとすれば、決意すれば簡単だと思ふのです。端的に言いますと、私は法律学者でないから、法律が何だとかいって、法律をこね回して言つてゐるんじゃない。地方自治をやつた経験から実感として、これはやはり憲法違反だ、自治を伸展させるゆゑでないといふ実感を持つて私は言つておる。現に法律学者も憲法の中において、最高裁は合憲ぎりぎりだ、こういうふうな判断したんでしょが、地方裁判所においてはやはり違憲だ、こう言つておるわけですね。そういう、知事のやつてゐることは違憲じゃないのです。むしろ自治法の基本精神、憲法の基本精神に沿つてやつておるその公約を、しかも財政的その他で不可能だといふ点はない。三十四年のことなんですよ。それをなお検討をして、いろいろな意見があるのだという態度は、これはどういふことばで表現なさるうと、やる意思がない。区といふものは、特別地方公共団体といふ名のもとに、実際はそうでもないものにしよう、憲法の精神からいふと、もともと離れようという意図が、自治省当局にあるのではないかと私は確認せざるを得ないのですが、そうじゃないのですか。

○赤澤国務大臣 決してそういうことはございません。積極、消極という使い分けをなさいますけれども、消極的と言われたいはたいへん残念なんです。これは慎重といふことばにかえていただくといふへいいわけでございます。大事なことでございまして、議論が分かれておつて、いま、じゃすぐ公選でやるべきであるといふのは少し早い、こういうことを私は申し上げてお

るわけでございます。いま自治行政を運営なさつた御経験があるというお話でございます。どのクラスの自治体だったか存じませんが、もしかし東京都だとして一つの市には間違ひない。市が都という名前がついておるといふだけでございまして。ほかの市町村とはちよつと違いますけれども、やはりこれを任命制でやる意見があるといふことは、その背後には、一つの市には違ひないのだから、やはりそうばらばらにして統轄したほうがいいのではないかという議論がひそんでおるとも私は考へるわけでございます。いずれが都政に資することになるのかといふことになりますと、やはりいまの段階では、私は慎重にこれを判断しなければならぬと考えますので、決して消極ではございません。そのようにひとつ御了承願ひしたいと思います。

○細谷委員 いささかどういふうですけれども、この問題は、自治という点からいつて非常に重要で、都の将来にとつても非常に重要な問題であります。そういうことでありますからお尋ねしておるわけですが、憲法は公選と書いてありますね。違憲だとか、違憲でないとかいふ議論は別にしまして、一体憲法の精神からいいますと、公選と、いまのような姿と、どちらが憲法の精神に近いのか、行政局長の見解をお尋ねします。

○佐久間政府委員 憲法には、地方公共団体の長は公選にしようといふことが書いてございます。しかしながら、憲法で言う地方公共団体が、地方自治法で規定いたしております地方公共団体の

○**細谷委員** 憲法のやつは普通地方公共団体だ、そしてこれは法律で定めろのだ、できました地方自治法の中に、公共団体は普通と特別があるのだ、こういうふうに逃げておりますね。そういうところに今日の地方自治が危機に

○佐久間政府委員 特別地方公共団体のあり方を曲げるようなことをするというとはいかぬというような御趣意がの仰せにつきましては、私も同感でございます。特別地方公共団体をつくります場合につきましては、十分合理的な、根拠のある場合についてでございますから、その場合につきましても、できるだけ民意を反映する住民コンソールの方策を確保するという方向で

考えていかなければならないということとは仰せのとおりでございます。この特別区の区長の選任方法につきましては、先ほど申しましたように、憲法には触れない、問題は立法政策の問題だ、という考え方をいたしております。

○**綱谷委員** よく例に引かれるわけでありますけれども、ニューヨークあたりにとも特別区があつて、これはやはり公選をとつておるのですから、私はやはり地方自治という精神からいつて、ぜひ憲法の精神に沿つていただきたい

ということを要望いたしましたして、次に移ります。

○華山委員 関連でございますが、ただいまの御質問の中で承りたいのでございませう。

政治上の問題でございますが、東さんは自民党からお立ちになりました、そうして公選ということを大きな旗に、るしにして当選なすった。もちろんこれは自民党の了解を得て、公約の旗にするしになすったことと思うのでござい

ますが、東知事はその後この公約の実現のためにどういふうな御努力をななすったか、ひとつお伺いしたい。

○赤澤国務大臣 当時、いまの東知事が立候補いたしますときに、公選への努力をするということをおそらく言っ

主、東京都がやっておくことは、昔の府がやっておったことと、市がやっておったことと、全部やっておるのが実情になつておるわけでございます。ですから、ただいま細谷委員の御指摘になつた意味というものは、やはり逆にいへば、東京都というものはいま、東京府の

な性格にまたなってしまった、だから中の特別区というものは都道府県の中の一つの市的なものじゃないか、だからこれは当然住民の意思を十分反映させるためには、公選するのがすなおな考え方じゃないかということもわか

らぬこともありませうけれども、私はこれについて、消極的ということじやなくして、慎重に考えておる。と申しますことは、いま華山委員が御指摘になりましたように、知事がこういうことを、どういう考え方かしらぬけれども、少なくとも區の自治権というものをも、拡張していくという考え方は正しいと私は思うわけです。そういう意味で、ぱつと公選ということを口ばしられたのじやないかと思うわけなんです。

が、そういう意味で、私はやはり今日の東京都というものを考えてこの問題もやはり前向きに進めていかなければなりません。しかしながら、私はこれは慎重に対処しなければならぬと思うということを申し上げたわけであり

○華山委員 私がお聞きしておるのは、東さんがどれだけの努力をなさったかということをお聞きしておる。それは、自治省等に対してどれだけの交渉をなされたか、または委員会等におきまして自分の所信をどれだけ誠意を持って披露されたかという点をお伺いしたい。

○華山委員 そうしますと、東さんの

言われた公約というものは、現在の段階において東さんがなおいいとおっしゃるけれども、通らないということでは、東さんの公約は間違ったことを公約したということに相なるわけでございますか。

○赤澤國務大臣　知事が公約をなさったということは、そのときの東さんの判断でやられたことでありまして、そのことにすぐそのまま政府が責任を負う筋合いのものでも、自民党が責任を負う筋合いのものでもないとは考えます。しかしながら、これはやはり一つの見方であるのでして、東知事としては調査会の中でいろいろ努力しておりましたが、大勢はこれを了承するに至らなかつたわけでございます。東

知事としては一たんそういう考え方を腹に持っておられるからには、やはり今後もそういった御主張はあるうかと思えます。

○華山委員　私は、とにかく大東京都の知事が立候補する場合に、個人として

てはそう思ったであろうというように、ことを軽々しく公約することは絶対にいけない。しかもそういうふうな非常に大きな問題について、自民党がその公約をそのまま認めて言わせた、そういうことについて責任がある。そうではない、選挙というものは公正に行なわれません。それはやはり公約である以上は、その政党を代表して、とにかくそういう方向に向かってやるんだというふうなことでなければ、これはできないわけである。また東知事がとにかく一千万に近い都民に約束したことについて、これを實現することに一生懸命に努力しなければ、私は選挙というものはおかしなものだと思ふ。そういうふうなことで、これは政治の根本に關する問題だと私は思ふ。おそらく東さんは、これは私の意見でございませう、私の個人の見解でございませう、言つて演説なさつたのではないと思ふ。これは全体の政治の姿勢としてお考えを願ひたい。

それから東さんがそういうふうな公約をした以上、これはどうしても近い将来に区長を公選にするんだという体制が、私は自民党及び自民党に所属した大臣の考えとしてあつていいと思ふのです。お考えはいかがでございませうか。

○赤澤國務大臣 東さんが立候補されたのは、東さんは正式には無所属として立候補された。ただ私考えますのに、お互いにみな選挙のときにはスローガンを掲げるわけございまして、東さんだつておそらく区長公選一本やりであの選挙に臨まれたはずではないと思ふ。おそらく東さんは、私考えますのに、都知事になつたらいまの区への事務の配分とか、あるいはただいま申しま

したような税源の調整と申しますか配分、こういうことも当然そのスローガンの中に入れられたでありましよう、また自分がもしその立場になれば、今度は区長公選への努力をするというぐらゐの御表現はあつたと思ふのです。私は東さんの肩を持つわけではありませぬけれども、ただ公選一点ばかりで當選したとは考えておらぬわけですね。しかしその約束の中の一つである公選については、ただいま申ししておりますような努力をやはり東知事としてはしていらつしやと思ひますが、それがいまの段階で實現しておらぬというだけではないと思ふので、それ以外のことは何もしなかつたということとは當たらぬと思ひます。東さんとしては努力はしておられると思ひます。

○華山委員 くだいようですが伺ひますけれども、推薦であつても公認であつても、自民党に責任があります大きな問題なのでございまして、このみぞをつくるのか、この川をどうするかということと、ございませぬ。政治の根本に關すること、これは公約なすつた。それについて自民党は、その次もやはりこういう推薦でございませうか、公認でございませうか、よくは存じませんが、そういうふうにして出られた以上、何とかして東さんの公約されたことは實現してやう、實現すべきだという責任を自民党としておとりになるべきじやないか。そうでなければ、選挙というものは自民党の推薦でも公認でも意味がない。そういう意味におきまして、どうしてもこれは東さんの公約というよりも、自民党の公約と私は解釈した、これは都政の根本に關する大きな問題なんですから、私はその上におきまして積

極的に、よくお話しになる前向きに、区長公選ということができるだけ早くやる、こういう気持ちであつていただきたいと思ひます。この点につきまして、そういうふうな気持ちで前向きに努力なさるかどうか、ひとつ伺ひたいします。

○赤澤國務大臣 東候補が当時公約いたしましたことについて、全部責任を負ふということでは、あえてこの分はもといたしましては、あえてこの分はもう取り上げないということではないのでして、先ほど申しましたように、ほかの問題についてはそれぞれだんだん實現を見る段階になつておるのではないかと思ひますが、この問題は、いろいろ議論があるもので、なおしばらく慎重に検討しておるということをお願いいたします。前向きでございませうので、このことは御了承をお願いいたします。

○森田委員長 重盛寿治君。

○重盛委員 細谷さん、華山さんからいふ言ひ尽くされたので、私は簡単に申し上げますが、私は幸か不幸か知らぬが、東さんが初めて出られるときには社会党のほうの知事の選挙対策委員長をやつておりました。東さんはなるほど無所属ではあつたが、無所属のほうに票をいたしたの都合がよからうということでも無所属なのであつて、そのときに私のほうも有田八郎という人を社会党公認として出した。そのときのお約束は單なる思ひつきや何かじやなかった。憲法の精神にのつとて、当然東京都の特別区における区長は公選すべきだという主張でありました。しかもそれが一番大きな柱で、その他のことは、もちろん住宅の問題、交通

の問題などありましたが、みんな社会党の言うことと同じであつた。過去の社会党ももちろん区長公選は同じであつたが、それを私もがやらなければできないという形でやつたのが東さんであり、さらに細谷委員の言われるようにオリンピックがそうでありませう。そういう形からいきますならば、当然東さんとしては努力をしてきたと私は思ふ。努力してきた結果が今日實現をしないということ、一体どこに障害があるか。私は大臣の言うように周囲の情勢とか、これから時期を見てとか、そういうことは自治省自体がこれをむしろ押えておる。障害になつておるのとはどこでもない、自治省ではないか、こういうふうにか考へるのです。この問題に対して、自治省はそれならば、どういう努力をしたか、その点をまずお伺ひたいしたい。

○佐久間政府委員 先ほど来お話の出でおりますように、知事選挙の際にもこれが問題に取り上げられておりましたし、それからまた渋谷区におきまして先ほどお話の訴訟の問題も起こりましたし、かたがた都の行政の行き詰まりをどういうふうにして打開するかというところについても、いろいろ世上の論議もございまして、自治省といつたしましては、この問題について真剣に検討して措置いたさなければならぬというところで、地方制度調査会に諮問をいたして、慎重御審議をいただいたというところでございます。

○重盛委員 それは誠意ある答弁ではありませぬ。自治省は慎重にやつたと言ふが、慎重にやらないと考へている者は一人もありません。慎重におやりになつたということが、ほんとうに慎重にやつてゐるかどうかということの内容の問題です。あなた方御承知の、渋谷であつた問題が起きて、裁判で違憲じゃないかという問題が出て、このこと一つだけでも、こういう論理からいつて、どうしなければならぬかということ、その一こま一こま考へなければならぬ。たとえばその次に港区で警察官が乱入して大騒動になつて、その間に一方的に自民党の区会議員だけで押し切つて、いわゆる数できめてしまつた。あるいは江戸川においても、最近においては練馬においても、区長を区会議員が選ぶという形の中では、汚職、贈賄、あらゆるみにくいことがつきまとつてゐる。自治大臣は五十年の都民だと言われているけれども、私もちょうど五十年東京におりますが、そういう東京都民の一人として、みにくい姿をこういう席で申し上げたくはないが、そういう一こま一こまを考へてみても、自治省が今日まで放置しておつたということ、私は相當の怠慢と言わなければならぬ。そういう現実を無視して、これから調査いたします、考へますと言ふが、先ほど細谷さんの言われるように、当然知り尽くしてゐるはずであります。もし知つていないとすれば、これは慎重に考へたということではない。そういう姿の上に立つて、どうあるべきかということの答えは當然出ていなければならぬ。その点どういうふうにか考へてゐるか。たとえばいま申しした港、江戸川、練馬、あつたところのその後新しく区長をつくつたところは全部みにくい問題を起してゐる。それらに対してどういう処置をし、どんなお考えをお持ちであるか、お伺ひします。

○佐久間政府委員 どういう措置をしたかというお尋ねにつきましては、先ほど申し上げましたように、地方制度調査会の御答申を昨年の十月にいたしまして、その答申に基づきまして、今回の法律案を提案するというところにいたしましたわけでございます。

なお、各区におきまして区長選をめぐりましていろいろ問題のありましたことは、私も承知いたしております。率直に申し上げて、現在の選任方法が最善の方法だというふうには私も考えておりません。いろいろ欠陥があると思っております。しかし、これをどういうふうに変更していくかというところにつきましては、地方制度調査会の答申にも所載であって、結論を見なかつたというふうになっておりますように、いろいろ考え方があられるわけでございまして、その点につきましては、自治省といたしまして現在まだ結論を得ていない。地方制度調査会の御答申に従って当面はお現状でいくというふうにいたすわけでございます。

○重盛委員 私は権威ある地方制度調査会でありますから、その内容と審議の過程には疑いありませんが、あなたの方の答弁を聞いてみると、みずからは自主的にどうしようということではなくて、地方制度調査会のいわゆる隠れみのの中に入つて、みずからの自主的な判断は持つておられぬというように聞こえる。それで地方行政をつかさどる自治省として責任をとれるのか。私は、非常にずさんな考え方じゃないかと思う。同時に、こんなことは、何度もう言うように、私は、法律的にどうということ、何条にどういうふうになつておるといふことを指摘しておるわけ

じゃない、これは常識じゃありませんか。大臣は、先ほど、事務移譲をしたいろいろなして、そういう情勢の上に立つて、さらに検討をしたい、そうだとすれば、こんな危険なことではないのであります。姿勢をつくるどころから、まず区長の公選なら区長の公選をやつてから、それからそこでひとつ仕事を委託していただく、譲つていただくことなら話はわかりますけれども、まずやつてみて、その結果、また情勢を見て、ひとつ区長を公選にしようじゃないかと、私の聞き方が悪かつたかどうか知りませんが、聞こえるんだが、そんな仕事のやり方ではないかと、私はあり得ないと思う。やる前に、区長の公選なら公選はやる、そのくらい腹がまえがなくて、仕事だけやるといふのなら、東京都も、自治省とどんな相談をなさつたか知らぬが、きょうは時間がないので、別な角度からお尋ねをいたしますけれども、何か都としての責任を区へたゞ移譲して、まあやらしてみよう、やらしてみたい結果検討しよう、これは全く無計画に近いやり方だというふうにいふなければならぬと私は思いますが、その点、どうお考えになりますか。

○赤澤国務大臣 決してそうではないと私は考えます。最初公選であつたものが、御案内のような、いろいろなまづい面が出てきたものですから、いまのような、中途はんばいもわかりませぬが、一応妥協的な方法に変わったわけでございます。しかし、御案内のとおり、いまの選任制度のもとに、数個の区では、いろいろな不祥事件が起りました。これはたいへん私も残念だと思つております。しかしこれに

類することが、公選にしたらいいのかという、これも全然ないとも言えないわけですが、しかしながら、区には区の議員というものが、言うまでもなく公選で選任されておるわけでございます。それと都知事との間で、たゞいまのような推薦を得て任命する、こういう形になつておるわけです。私どもは、何も計画なくして、いまの事務を移譲するとか、税源の配分をするとかということを言つておるわけではないのでございまして、やはり一つの意見もあるということをおし上げました。が、東京都といつても、一つの大きい意味では市、つまり、自治体です。から、これを全部統括していきます上におきましては、やはりこの任命制のほ

うがいろいろという意見もあながち否定はできぬわけなんです。しかし、いづれ、だんだんこういうふうないまの制度をとつてまいりまして、そしてさらに都知事が、いまの東さんが候補のときに申しましたような、いろいろなことも次第に実現しきつておるわけでありまして、いまそれで残つておるものは、公選問題だけになつておるかどうか、私、存じませんけれども、それにつきましては、何も自治省で見解を示して、東京都に圧力をかけておるわけでも何でもございませぬ。私たちは、すなおにこの実態を見まして、そしてそういうふうな経過を通じて、また、さらに以前のような公選制に返つていく方向を歩むことになるかもしれませぬが、私たちは、いまの段階において、人為的にどうこうという指導をいたしておるわけでは決してございませぬ。

○重盛委員 どうも私が質問が悪いのかどうか知りませんが、それではもう結論へいきましよう。この問題は、私は、あとにまた保留をいたしておきます。

まずい面があつたから、こういう制度にしたというが、その公選時代のまづい面のおもなるものを二、三あげてみて下さい。それから最後に、お聞きしたいのは、大臣は、五十年東京に住んでおつて、東京都民でこられた。そうだとするならば、なるほど過去においてまづい面があつて、さらに今日の制度に返して、この今日の制度になつてから、幾多のまづい面が出てきたわけである。そういう現実からいって、いままで一東京都民であつたが、自治大臣となられたあなたが、これは公選にすべきであるのかないのか、種々の情勢とかなんとかいふことは抜きにして、一体あなたのお考えはどういうふうにお聞きをされて、きょうの段階は私は質問を保留しておきます。

○赤澤国務大臣 この席で私、いまの立場でやたらに私見を申し上げることは差し控えたいと思つていますが、公選でまづいと申しました意味は、議員であられ市長であられ、選挙の場合に、いろいろ委員会でも問題が出てきておるが、いろいろな問題が出てきておることは事実でございます。ですから、そういうことを申し上げたわけでございます。どこで公選であつた知事がどうか、あるいは、市長がどうかということは、具体的なことは私はここで申し上げませんけれども、選挙というもののについてのいまここで議論をさ

れておることの一面を私は申し上げたにすぎないわけでございます。それから、後段の、君も長年の東京都民で、個人としてはどう考えておるかということをお聞かせと、まあ個人のことはちよつとこういう席で、速記のあるところで申し上げるのはいかと思ひます。私は私なりの一つの見方はあるわけなんです。それは、いつはここで私が私的な議論をすることは、ひとつ御容赦をお願いしたいと思ふのです。

○重盛委員 それはおかしいです。私は、東京都民個人として言ふというのじゃないのです。こういうふうに長い間、五十年間東京に住んでおつて、東京都民としてこの現実をはつきり把握しておられるわけなんです。しかも、今日自治大臣となつたあなたが、公選制がよいのか悪いのか。そういう周囲の事情や、これからのいろいろ積み重ねてやつていかなければならぬ、そのことはよくわかります。私は、そうじゃない、あなた自身が考えになつて、この段階で自治大臣としてどうお考えになつておるかということをお聞かせしていただきたいのです。

○赤澤国務大臣 東京都を特にあげて申し上げるわけでありませぬが、自治大臣の立場としては、やはり市長の立場というものは公選で定められるべきだという判断に立つております。しかし、東京都自体は、いま都というけれども、市には違ひないのでして、ですから、先ほど申しますように、東京都にも議会があるわけでありまして、区にも議会があるわけでありまして、これを一体化して、その間、各特別区と都との間に何ら間隙がないような、一

体的な行政の運営がどうしてできるかという立場に立ちますと、やはり原則は原則として、私は、いまの段階でいろいろ検討さるべきものがあるではないか。このことがいまの調査会のほうでもずいぶん詰められておるようございします。ですから、私は、いまの段階で、いまの立場としては、いましばらく慎重に検討を加える時期であるという判断に立つておるわけでありま

す。

○重盛委員 それではどうも私は納得しませんから、非常に重要な問題でありますから……。

○森田委員長 発言を抑える意味はありませんが、時間もまいりましたので、あとでまたゆつくりとひとつ……。

○重盛委員 これで、質問は留保いたしておきます。

○細谷委員 私も、次に移ろうと思っておったのですが、いまの大臣のおことばに、どうも公選ということは、政治にギャップがある、間隙があるというようなおことばを聞いたんで、どうも大臣は、東京都のこの問題に限らず、しんから、知事官選という二十七、八年のころの背景をいまだに腹の中におさめておるんじゃないかと思えますから、私も、その問題を保留し、その他の問題もまた保留しておきます。

○森田委員長 次会は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時十分散会